

# 身体障害者障害程度等級表

備考

1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級つえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、当該級とする。  
 2 肢体不自由において七級に該当する障害が二以上重複する場合は、六級とする。  
 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を動察して当該等級より上の級とすることができる。  
 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。  
 5 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。  
 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上肢においては腋窩より、大腿において坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。  
 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

三級	二級	一級	級別	聴覚又は平衡機能の障害		肢 体 不 自 由				
			視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	上肢機能障害	下肢機能障害	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害
4 両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼が中心視野以下のもの	4 両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼が中心視野以下のもの	1 視力の良い方の視力が〇・〇二以上〇・〇三以下のもの	視力の良い方の視力が〇・〇二以上〇・〇三以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ〇・〇デシベル以上〇・〇デシベル以下のもの	平衡機能障害	1 両上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能を全廃したものの	体幹機能障害	不随意運動・失調等により日常生活が不可能なものをいう。	不随意運動・失調等により歩行が不可能なものをいう。
3 左眼視角が五〇度以下かつ右眼視角が六〇度以下かつ両眼の視野の総和が八〇度以下のもの	3 視標による視野の総和が八〇度以下かつ両眼の視野の総和が九〇度以下のもの	2 視力の良い方の視力が〇・〇四以上〇・〇五以下のもの	視力の良い方の視力が〇・〇四以上〇・〇五以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ〇・〇デシベル以上〇・〇デシベル以下のもの	平衡機能障害	2 両上肢の機能を著しい障害	2 両下肢の機能を著しい障害	体幹機能障害	不随意運動・失調等により日常生活が不可能なものをいう。	不随意運動・失調等により歩行が不可能なものをいう。
2 視力の良い方の視力が〇・〇六以上〇・〇七以下のもの	2 視標による視野の総和が九〇度以下かつ両眼の視野の総和が一〇〇度以下のもの	1 視力の良い方の視力が〇・〇八以上〇・〇九以下のもの	視力の良い方の視力が〇・〇八以上〇・〇九以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ〇・〇デシベル以上〇・〇デシベル以下のもの	平衡機能障害	3 一上肢を上腕の二分の一以上欠くもの	3 一下肢を大腿の二分の一以上欠くもの	体幹機能障害	不随意運動・失調等により日常生活が不可能なものをいう。	不随意運動・失調等により歩行が不可能なものをいう。
1 視力の良い方の視力が〇・一〇以上〇・一二以下のもの	1 視標による視野の総和が一〇〇度以下かつ両眼の視野の総和が一〇〇度以下のもの	1 視力の良い方の視力が〇・一二以上〇・一四以下のもの	視力の良い方の視力が〇・一二以上〇・一四以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ〇・〇デシベル以上〇・〇デシベル以下のもの	平衡機能障害	4 一上肢の機能を全廃したもの	4 一下肢の機能を全廃したもの	体幹機能障害	不随意運動・失調等により日常生活が不可能なものをいう。	不随意運動・失調等により歩行が不可能なものをいう。
1 視力の良い方の視力が〇・一四以上〇・一六以下のもの	1 視標による視野の総和が一〇〇度以下かつ両眼の視野の総和が一〇〇度以下のもの	1 視力の良い方の視力が〇・一六以上〇・一八以下のもの	視力の良い方の視力が〇・一六以上〇・一八以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ〇・〇デシベル以上〇・〇デシベル以下のもの	平衡機能障害	5 一上肢の機能を全廃したもの	5 一下肢の機能を全廃したもの	体幹機能障害	不随意運動・失調等により日常生活が不可能なものをいう。	不随意運動・失調等により歩行が不可能なものをいう。

太枠内は1種